

DB/SA の設計項目の整理方針（8条(竜巻)、36条）

本資料は、DBとSAの設計項目を合わせて説明することの前作業として、共通12資料2の記載見直しの方向性を「8条（竜巻）」及び「36条」の竜巻に関連する設計方針を例に示すものである。

また、基本設計方針の要求事項及び要求事項に対する適合説明として対象となる設計説明分類、必要な設計項目を踏まえ、資料3における代表としての説明対象の整理を行った結果（竜巻の例）を合わせて示す。

なお、本資料内の表現の整合性等については、火山等の他の現象も含めて継続して修正作業を進めているところである。

添付1：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

添付2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請						代表整理の結果																																																																				
					設計説明分類 (工區は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点		関連する個別補足説明資料																																																																			
1	第1章 共通項目 2. 自然現象等 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 竜巻 (1)防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、事業指針(変更許可)を受けた認定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 【8条(竜巻) -2, 7~12】 定義	基本方針																																																																												
					<p>&lt;凡例等&gt;</p> <p>■ : 重大事故等対処設備に係る設計項目及び説明グループの考え方</p> <p>□ : 「設計項目」が同じであるものの設計対応が異なることから「説明グループの考え方」を分けて記載するもの</p> <p>💬 : 資料中の吹き出し(青色)については、設計項目の説明内容を示す。(下表参照)</p> <table border="1"> <caption>吹き出し整理表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計項目の説明内容</th> <th colspan="3">設計方針番号</th> </tr> <tr> <th>36条内の飛ばし</th> <th>36条の受先 8条への飛ばし先</th> <th>8条の受け先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">環境条件</td> <td>①-1 常設のうち自分で耐えるもの(建物)</td> <td>36条-91(屋内)</td> <td>⇒ 36条-91(建物) ⇒ 8条(竜巻)-15</td> </tr> <tr> <td>①-2 壁裏に守ってもらうもの(壁内に保管する可燃設備)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-121(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-14</td> </tr> <tr> <td>①-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-4 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(可搬型中型移送ポンプ)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-5 可搬のうち衝突荷重に対して同時機能喪失を防ぐもの(大型移送ポンプ車)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-6 常設のうち機能喪失した場合に事後保守するもの(アンテナ)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-92(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-6 内のSA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの</td> <td>36条-94(屋外)</td> <td>⇒ 36条-94(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-4</td> </tr> <tr> <td>①-7 設計用未物にならないための措置(資機材)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-92(屋外)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">位置的分散</td> <td>②-1 常設SA設備(貯水槽)</td> <td>36条-14(屋内)</td> <td>⇒ 36条-14(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-19</td> </tr> <tr> <td>②-2 可搬SA設備(開口部)</td> <td>36条-23(屋外)</td> <td>⇒ 36条-23(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-18</td> </tr> <tr> <td>②-3 可搬SA設備(屋外)</td> <td>36条-24(屋外)</td> <td>⇒ 36条-23(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19</td> </tr> <tr> <td>②-3 常設SA設備(接続口へのアクセシビリティ)</td> <td>36条-41(屋内)</td> <td>⇒ 36条-35(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-19</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">悪影響防止</td> <td>③-1 常設のうち自分で耐えるもの(建物)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-50(建物) ⇒ 8条(竜巻)-15</td> </tr> <tr> <td>③-2 設計用未物にならないための措置(可搬型SA設備)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19, 29</td> </tr> <tr> <td>③-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19, 29</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アクセシビリティ</td> <td>④ (対象無し)</td> <td>-</td> <td>⇒ -</td> </tr> <tr> <td>⑤-1 屋内アクセシビリティ</td> <td>36条-166(建物)</td> <td>⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竜巻)-15</td> </tr> <tr> <td>⑤-2 屋外アクセシビリティ</td> <td>36条-166(建物)</td> <td>⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竜巻)-19</td> </tr> <tr> <td>⑤-3 ルートに影響を受けた場合に整備するもの(ホイールロード)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-157(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19</td> </tr> </tbody> </table>						設計項目の説明内容	設計方針番号			36条内の飛ばし	36条の受先 8条への飛ばし先	8条の受け先	環境条件	①-1 常設のうち自分で耐えるもの(建物)	36条-91(屋内)	⇒ 36条-91(建物) ⇒ 8条(竜巻)-15	①-2 壁裏に守ってもらうもの(壁内に保管する可燃設備)	-	⇒ 36条-121(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-14	①-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19	①-4 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(可搬型中型移送ポンプ)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19	①-5 可搬のうち衝突荷重に対して同時機能喪失を防ぐもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19	①-6 常設のうち機能喪失した場合に事後保守するもの(アンテナ)	-	⇒ 36条-92(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-19	①-6 内のSA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの	36条-94(屋外)	⇒ 36条-94(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-4	①-7 設計用未物にならないための措置(資機材)	-	⇒ 36条-92(屋外)	位置的分散	②-1 常設SA設備(貯水槽)	36条-14(屋内)	⇒ 36条-14(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-19	②-2 可搬SA設備(開口部)	36条-23(屋外)	⇒ 36条-23(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-18	②-3 可搬SA設備(屋外)	36条-24(屋外)	⇒ 36条-23(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19	②-3 常設SA設備(接続口へのアクセシビリティ)	36条-41(屋内)	⇒ 36条-35(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-19	悪影響防止	③-1 常設のうち自分で耐えるもの(建物)	-	⇒ 36条-50(建物) ⇒ 8条(竜巻)-15	③-2 設計用未物にならないための措置(可搬型SA設備)	-	⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19, 29	③-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19, 29	アクセシビリティ	④ (対象無し)	-	⇒ -	⑤-1 屋内アクセシビリティ	36条-166(建物)	⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竜巻)-15	⑤-2 屋外アクセシビリティ	36条-166(建物)	⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竜巻)-19	⑤-3 ルートに影響を受けた場合に整備するもの(ホイールロード)	-	⇒ 36条-157(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19	
設計項目の説明内容	設計方針番号																																																																														
	36条内の飛ばし	36条の受先 8条への飛ばし先	8条の受け先																																																																												
環境条件	①-1 常設のうち自分で耐えるもの(建物)	36条-91(屋内)	⇒ 36条-91(建物) ⇒ 8条(竜巻)-15																																																																												
	①-2 壁裏に守ってもらうもの(壁内に保管する可燃設備)	-	⇒ 36条-121(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-14																																																																												
	①-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19																																																																												
	①-4 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(可搬型中型移送ポンプ)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19																																																																												
	①-5 可搬のうち衝突荷重に対して同時機能喪失を防ぐもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19																																																																												
	①-6 常設のうち機能喪失した場合に事後保守するもの(アンテナ)	-	⇒ 36条-92(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-19																																																																												
	①-6 内のSA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの	36条-94(屋外)	⇒ 36条-94(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-4																																																																												
①-7 設計用未物にならないための措置(資機材)	-	⇒ 36条-92(屋外)																																																																													
位置的分散	②-1 常設SA設備(貯水槽)	36条-14(屋内)	⇒ 36条-14(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-19																																																																												
	②-2 可搬SA設備(開口部)	36条-23(屋外)	⇒ 36条-23(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-18																																																																												
	②-3 可搬SA設備(屋外)	36条-24(屋外)	⇒ 36条-23(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19																																																																												
	②-3 常設SA設備(接続口へのアクセシビリティ)	36条-41(屋内)	⇒ 36条-35(屋内) ⇒ 8条(竜巻)-19																																																																												
悪影響防止	③-1 常設のうち自分で耐えるもの(建物)	-	⇒ 36条-50(建物) ⇒ 8条(竜巻)-15																																																																												
	③-2 設計用未物にならないための措置(可搬型SA設備)	-	⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19, 29																																																																												
	③-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19, 29																																																																												
アクセシビリティ	④ (対象無し)	-	⇒ -																																																																												
	⑤-1 屋内アクセシビリティ	36条-166(建物)	⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竜巻)-15																																																																												
	⑤-2 屋外アクセシビリティ	36条-166(建物)	⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竜巻)-19																																																																												
⑤-3 ルートに影響を受けた場合に整備するもの(ホイールロード)	-	⇒ 36条-157(屋外) ⇒ 8条(竜巻)-19																																																																													
3	また、その施設の規模等により竜巻防護対象施設等に差別的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等」に差別的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の発生事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言 【8条(竜巻) -21, 23】 定義	基本方針	基本方針 対象選定	<p>冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計</p> <p>(冒頭宣言及び定義(用語の定義)であり、具体的設計は基本設計方針No.21, 23に展開する。)</p>																																																																										

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請					代表整理の結果			
					設計説明分類 (工種は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
					冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計								
				設計説明分類共通 (屋内 機器・配管)		システム設計	<p>・竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の代替措置に係る系統構成については、システム設計にて説明する。</p> <p>・竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る系統構成については、システム設計にて説明する。</p>	<p>&lt;8条(竜巻)-14代表以外&gt; ・防護対象施設等以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の代替措置に係るシステム設計は、施設共通的な事項となるため、16条-22で説明する。</p> <p>&lt;8条(竜巻)-14代表以外&gt; ・修理に係る系統構成については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。</p>					
						配置設計	<p>・竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る配置上の考慮事項については、配置設計にて説明する。</p>						
						構造設計	<p>・竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る構造上の考慮事項については、構造設計にて説明する。</p>						
				屋内 機器・配管		システム設計	<p>(36条-15) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>(36条-94) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>(36条-15) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>(36条-94) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>(36条-15) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>(36条-94) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</p>	<p>&lt;36条-15代表以外&gt; &lt;36条-94代表以外&gt; &lt;36条-94代表以外&gt; 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>&lt;36条-15代表以外&gt; &lt;36条-94代表以外&gt; 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>&lt;36条-15代表以外&gt; &lt;36条-94代表以外&gt; 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>&lt;36条-15代表以外&gt; &lt;36条-94代表以外&gt; 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることをシステム設計にて説明する。</p>					
	竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその隣接現象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその隣接現象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損わない設計とする。	機能要求①	基本方針 施設共通 基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	基本方針									16条(Gr3)で整理
						配置設計	<p>(36条-15) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設が損傷した場合の修理に係る配置上の考慮事項については、配置設計にて説明する。</p> <p>(36条-94) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設が損傷した場合の修理に係る配置上の考慮事項については、配置設計にて説明する。</p>						
						構造設計	<p>(36条-15) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設が損傷した場合の修理に係る構造上の考慮事項については、構造設計にて説明する。</p> <p>(36条-94) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設が損傷した場合の修理に係る構造上の考慮事項については、構造設計にて説明する。</p> <p>(36条-15) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることを構造設計にて説明する。</p> <p>(36条-94) 内の事業を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対策施設のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対策施設は代替設備により必要な機能を確保する設計とすることを構造設計にて説明する。</p>						

【環境条件に関する設計】  
①-6.3 内のSA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの  
36条-94は8条(竜巻)の屋内の設備に関する設計と同様の設計であることを確認したため、統合して説明する。

【位置的分散に関する設計】  
②-4.3 内のSA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの  
36条-15は8条(竜巻)の屋内の設備に関する設計と同様の設計であることを確認したため、統合して説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請					代表整理の結果
					設計説明分類(工種は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	
5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計 — (運用要求のため)					—
6	なお、使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、竜巻により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破壊を与えない設計とする。	冒頭宣言【8条(竜巻)-2】	基本方針	基本方針対象選定	— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.22に展開する。)					—
7	(2) 防護設計に係る荷重の設定 竜巻に対する防護設計を行うための設計荷重は事業指定(変更許可)を受けた最大風速100m/sとし、設計荷重は、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計荷重(竜巻及びその影響を有する施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。))を設定する。	定義 評価要求	基本方針	基本方針	— (基本設計方針No.15~17,19,21,22,34,35に係る設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)					—
8	風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	定義	基本方針	基本方針	— (基本設計方針No.15,17,19,21,22,34,35に係る設計条件(風荷重及び気圧差荷重の設定) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					—
9	飛来物による衝撃荷重としては、事業指定(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ3m×幅0.3m×厚さ0.2m、質量15kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	定義	基本方針	基本方針	— (基本設計方針No.15,16,19,21,22,34,35に係る設計条件(設計飛来物及び飛来物衝撃荷重の設定) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					—
10	さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設設置状況及びその他環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	定義	基本方針	基本方針	— (基本設計方針No.19に係る設計条件(設計飛来物以外の微小飛来物の設定) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					—
11	鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、固定、固定及び車両の追越等により飛来物とならない設計とする。	冒頭宣言【8条(竜巻)-2】 定義	基本方針	基本方針対象選定	— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.29に展開する。)					—
12	また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。	定義	基本方針	基本方針	— (基本設計方針No.9の設計条件(設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					—
13	(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策は、設計荷重(竜巻)に対して、竜巻防護施設に、竜巻防護対策設備を設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言【8条(竜巻)-14~20】	基本方針	基本方針	— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.14~20に展開する。)					—





項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請					代表整理の結果	
					設計説明分類 (正誤は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		既認可からの変更点
18	開口部等からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防雨が可能でない電器防塵対象施設は、設計飛来物の衝突による影響に対して、衝突の衝撃等により機能が損なわれることを防止する設計、配置上の考慮又は電器防塵対象施設を設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針(電器防塵対象施設)	基本方針設計方針	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.13を受けた設計 No.14から展開される設計条件(建屋内の電器防塵対象施設の配置)を考慮					-	
					【屋外 機器・配管】	【屋外 機器・配管】	【屋外 機器・配管】	【屋外 機器・配管】	【屋外 機器・配管】		【屋外 機器・配管】
					【屋内 機器・配管】	【屋内 機器・配管】	【屋内 機器・配管】	【屋内 機器・配管】	【屋内 機器・配管】		【屋内 機器・配管】

「設計飛来物を防止する設計」の説明グループ  
「可搬型SA、接続口の位置的分散に係る設計」の説明グループと同じ設計説明分類、説明項目であるが、配置設計を示す際の代表設備が異なるため分けて整理する。

【位置的分散に関する設計】  
②-2-3 可搬型SA設備(開口部)  
36条-23は8条(竜巻)の屋内の設備に関する設計であり、設計基準対象設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。

【位置的分散に関する設計】  
②-3-3 常設SA設備(接続口)  
36条-35は8条(竜巻)の屋内の設備に関する設計であり、設計基準対象設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。



項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請					代表整理の結果	
					設計説明分類 (工種は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添参考)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		既認可からの変更点
19	安全冷却水系の冷却塔等の屋外の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要式3から構造を維持する設計とする。また、設計高度物の衝突による影響に対して安全機能を損なわない場合は、竜巻防護対象設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 (竜巻防護対象施設) 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷却水塔 主排気扇 硝酸処理ガス処理設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔内排気ガス処理設備) 硝酸処理ガス処理設備(高レベル廃液ガラス固化建屋塔内排気ガス処理設備) 換気設備(前処理建屋換気設備)の排気系 換気設備(分離建屋換気設備)の排気系 換気設備(精製建屋換気設備)の排気系 換気設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備)の排気系 換気設備(高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備)の排気系	基本方針 設計方針 評価	構造設計 8条(竜巻) ②a, 19-1) 36条(No. 50-1, 92-1)	8条(竜巻)-19) ・建物・構造物のうち建物および主要構造部材(竜巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計を評価して説明する。 ・屋外の竜巻防護対象施設は設計荷重(竜巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計を評価して説明する。	8条(竜巻)-19) ・建物・構造物のうち建物および主要構造部材(竜巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計を評価して説明する。 ・屋外の竜巻防護対象施設は設計荷重(竜巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計を評価して説明する。	<8条(竜巻)-19代表以外> <36条-50 代表以外> <36条-92 代表以外> ・屋外の竜巻防護対象施設について設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する設計は共通の方針であることから、8条(竜巻)-19「屋外・構造物・配管」を代表に説明G1で説明する。	・建物の屋交換	-	【建物の構造強度確保】 ・8条(竜巻)-15で代表を整理 【屋外構造物の構造強度確保】 ・屋外に設置する設備(機器、配管)の構造強度を確保する構造の説明については、冷却塔が支持機構に構造機器を支持する構造となっており、機器と配管(冷却塔の衝突)の説明内容が主であること、E3E4解及び定形式の評価が含まれることを踏まえて、冷却塔を代表に整理
					評価 8条(竜巻) ②a, 19-1) 36条(No. 50-1, 92-1)	8条(竜巻)-19) ・建物・構造物のうち建物および主要構造部材(竜巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計を評価して説明する。 ・屋外の竜巻防護対象施設は設計荷重(竜巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計を評価して説明する。	<8条(竜巻)-19代表以外> <36条-50 代表以外> <36条-92 代表以外> ・屋外の竜巻防護対象施設のうち建屋についての設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する設計は防風対策対象施設(竜巻)の設計方針と同等であることから、8条(竜巻)-19「屋外・構造物・配管」を代表に説明G1で説明する。	-	<評価対象部位> ⇒評価対象部位の指定を説明【(補足外竜巻)】構造強度評価における評価対象部位の指定について		
					配置設計 36条(No. 154)	36条-154) ・屋外のアクセラレーターは竜巻に対しては初期も考慮して複数のアクセラレーターを確保することを配置設計にて説明する。	【36条-154代表】 ・屋外のアクセラレーターは竜巻に対しては初期も考慮して複数のアクセラレーターを確保する設計は、外面衝撃に対する防護に係る設計であるため、説明G1にて説明する。	-	【アクセラレーターに関する設計】 ⑤-2-3 屋外アクセラレーター 36条-154は8条(竜巻)の屋外に関する設計であり、設計基準対称設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。	【屋外アクセラレーターの確保】 ・本要求事項の対象となる屋外アクセラレーターを代表に整理	





項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (工種は代表)		第2回申請書		既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料	代表整理の結果	
					各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参考)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方				
19	安全冷却水の冷却塔等の屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要される機能を維持する設計とする。また、設計建築物の衝突による影響に対して安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 (電巻防護対象施設) 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 安全貯蔵庫 主排気筒 汚染物質処理設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物処理設備) 汚染物質処理設備 (高レベル廃液ガラス固化処理設備) 汚染物質処理設備 (高レベル廃液ガラス固化処理設備) 換気設備 (分離建屋換気設備) の排気系 換気設備 (精製建屋換気設備) の排気系 換気設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物建屋換気設備) の排気系 換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備) の排気系	基本方針 設計方針 評価	設計説明分類 (工種は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参考)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料	代表整理の結果
20	電巻防護対策設備の基本設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.4 電巻防護対策設備」に示す。	冒頭宣言 【8巻 (電巻) 30】	基本方針	-	-	冒頭宣言に当たる8巻(電巻)基本設計方針No.13を受けた設計 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.30に展開する。)	-	-	【環境条件に関する設計】 ①-5-2 常設のうち機能喪失した場合に事後補修するもの(アンテナ) 36条-92は8巻(電巻)の屋外の設備に関する設計であり、設計基準対処設備に同様の設計が無いため、単独で説明する。	-	-	-
21	電巻防護対策設備に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、設備に付分断線又は絶縁による機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の損壊又は制約により、電巻防護対策設備等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が機能喪失した場合に電巻防護対策設備に機能喪失を及ぼす影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(電巻)に対して、必要な機能を維持する設計とする。	評価要求	基本方針 (波及的影響を及ぼし得る施設) 北風気筒 (北風気筒) 使用済燃料輸送容器管理建屋 (使用済燃料輸送容器管理建屋) 使用済燃料輸送容器管理建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 出入管理建屋 換気設備 (ウラン・プルトニウム混合酸化物建屋換気設備) の排気系 換気設備 基本設計方針(波及的影響を及ぼし得る施設)	基本方針 設計方針 評価	設計説明分類 (工種は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参考)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料	代表整理の結果
				建物・構築物	8巻(電巻)② 電巻防護対策設備等に波及的影響を及ぼし得る施設	36条-92 (No. 21-1) ●	配置設計	8巻(電巻)-21 ・電巻防護対策設備との配置により、設計荷重(電巻)に対し制約又は制約により波及的影響を及ぼし得る施設(設計条件)を配置設計にて説明する。  36条-92 ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建物、北風気筒は、設計荷重(電巻)に対し制約又は制約を防止できる構造であること、構造設計にて説明する。	【8巻(電巻)-21 代表】 ・電巻防護対策設備(電巻)で電巻防護対策設備に対し波及的影響を及ぼし得る施設(設計条件)を配置設計にて説明する。 ・設計荷重(電巻)に対し制約又は制約を防止できる構造であること、構造設計にて説明する。 ・8巻(電巻)-21 代表以外> ・8巻(電巻)-19「屋外・機器・配管」を代表に説明g1にて説明する。	-	-	【建物・構築物の構造強度確保】 ・下記の「構造設計」の説明と合わせて代表を整理
				屋外・機器・配管	8巻(電巻)② 電巻防護対策設備等に波及的影響を及ぼし得る施設	36条-92 (No. 21-1) ●	評価	8巻(電巻)-21 ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建物、北風気筒は、設計荷重(電巻)に対し制約又は制約を防止できる構造であることを評価して説明する。  36条-92 ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建物、北風気筒は、設計荷重(電巻)に対し制約又は制約を防止できる構造であることを評価して説明する。	<8巻(電巻)-21 代表以外> ・設計荷重(電巻)に対し制約又は制約を防止できる構造設計は、8巻(電巻)-19「屋外・機器・配管」を代表に説明g1にて説明する。	-	<評価対象部位> ⇒評価対象部位の指定を説明【補足外巻巻⑤】構造強度評価における評価対象部位の指定について	-
				屋外・機器・配管	8巻(電巻)② 電巻防護対策設備等に波及的影響を及ぼし得る施設	36条-92 (No. 21-2)	評価	8巻(電巻)-21 ・屋外・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設である換気設備(ウラン・プルトニウム混合酸化物建屋換気設備)の排気系は、設計荷重(電巻)に対し制約又は制約を防止できる構造であることを評価して説明する。	<8巻(電巻)-21 代表以外> ・設計荷重(電巻)に対し制約又は制約を防止できる構造設計は、8巻(電巻)-19「屋外・機器・配管」を代表に説明g1にて説明する。	-	<評価対象部位> ⇒評価対象部位の指定を説明【補足外巻巻⑤】構造強度評価における評価対象部位の指定について	-
				屋内・機器・配管	8巻(電巻)② 電巻防護対策設備等に波及的影響を及ぼし得る施設	36条-92 (No. 21-3)	構造設計	8巻(電巻)-21 ・屋内・機器・配管のうち屋外に設置しているベント管等は、設計荷重(電巻)に対して機械的影響を及ぼす実形が生じない構造であることを、構造設計にて説明する。  36条-92(43) ・屋内・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等は、設計荷重(電巻)に対して機械的影響を及ぼす実形が生じない構造であることを、構造設計にて説明する。	【8巻(電巻)-21代表】 ・電巻防護対策設備(電巻)で電巻防護対策設備に対し波及的影響を及ぼし得る施設(設計条件)を配置設計にて説明する。 また、当該設計は共通の設計方針のため、8巻(電巻)-19「屋外・機器・配管」を代表として説明する。	-	-	【屋外機器の構造強度確保】 ・屋外に設置する設備の構造強度を確保する構造の説明内容は同様となるため、冷却塔を代表に整理
				屋内・機器・配管	8巻(電巻)② 電巻防護対策設備等に波及的影響を及ぼし得る施設	36条-92 (No. 21-3)	評価	8巻(電巻)-21 ・屋内・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等は、設計荷重(電巻)に対して機械的影響を及ぼす実形が生じない構造であることを評価して説明する。  36条-92(43) ・屋内・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等は、設計荷重(電巻)に対して機械的影響を及ぼす実形が生じない構造であることを評価して説明する。	<8巻(電巻)-21代表以外> ・設計荷重(電巻)に対し機械的影響を及ぼす実形が生じない構造設計は、8巻(電巻)-19「屋外・機器・配管」を代表に説明g1にて説明する。	-	<評価対象部位> ⇒評価対象部位の指定を説明【補足外巻巻⑤】構造強度評価における評価対象部位の指定について	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請					代表整理の結果			
					設計説明分類 (正誤は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
22	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、使用済燃料収納キャスクに波及的破壊を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 (使用済燃料収納キャスクを収納する建屋)  使用済燃料輸送容器管理建屋 (使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫)	基本方針 設計方針 評価	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.4を受けた設計 No.7, 8より展開される設計条件 (最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)を考慮					-			
					建物・構築物	8条(竜巻)A① 使用済燃料キャスクを収納する建屋	構造設計 8条(竜巻) No.22-1	8条(竜巻)-22 ・建物・構築物のうち使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して耐震又は耐風防止できる構造を確保することを、構造設計にて説明する。	<8条(竜巻)-22 代表以外> ・建物・構築物のうち使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計荷重(竜巻)に対する構造設計は、8条(竜巻)-21「建物・構築物」を代表に説明G1にて説明する。	-	【建屋の構造強度確保】 ・建屋の構造健全性に係る構造の説明は8条(竜巻)-21と同様の説明となるため、8条(竜巻)-21で代表を整理		
23	電送機等に対する設計方針 過去の地域における電送機等被害状況及び所在地の配置から、電送機等被害として火災、洪水及び外部電線喪失を想定し、これらの被害が発生した場合においても、電送機等被害が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 【8条(竜巻)-24~26】	基本方針	基本方針 設計方針	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.3を受けた設計  (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.24~26で展開する。)					-			
					-	-	-	-	-	-			
24	電送機等被害のうち火災に対しては、火災源と電送機等被害対象施設の位置関係を踏まえて影響評価を行った上で、電送機等被害対象施設の安全機能に影響を与えない設計又は火災の感知・消火等の対策により電送機等被害対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。電送機等被害としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包含されるため、「3.3.3 外部火災」の「16」、近隣産業施設の火災及び爆発に対する防護対策「及び」5、火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.23を受けた設計  (外部火災に係る具体の設計については、8条(外部火災)基本設計方針No.20に展開する。内部火災に係る具体の設計については、11条(内部火災)に展開する。)					-			
					-	-	-	-	-	-			
25	電送機等被害のうち洪水に対しては、洪水源と電送機等被害対象施設の位置関係を踏まえて影響評価を行った上で、電送機等被害対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。電送機等被害としての洪水による影響は洪水に対する防護設計に包含されるため、「6 再処理施設内における洪水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の洪水」に基づく設計とする。	定義	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.23を受けた設計  (洪水に係る具体の設計については、12条(洪水)基本設計方針No.21に展開する。)					-			
					-	-	-	-	-	-			
26	電送機等被害のうち外部電線喪失に対しては、外部電線喪失が生じたとしても非常用内電源系統等の安全機能を確保する設計とし、非常用内電源系統による電源供給を可能とすることで電送機等被害対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.23を受けた設計  (非常用内電源系統に係る具体の設計については、29条(保安電源)に展開する。)					-			
					-	-	-	-	-	-			
27	必要機能を損なわないための運用上の措置 電送機等に対する設計方針等に係る新発見の現象及び電送機等に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 【8条(竜巻)-28,29】	基本方針	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.27を受けた設計					-			
					-	-	-	-	-	-			
28	設計電荷の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新発見の調査を行い、新発見が得られた場合に評価を行うこと	運用要求	施設共通 基本設計方針 (新発見の収集)	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.27を受けた設計  (運用要求) (※第1回申請と同じ)					-			
					-	-	-	-	-	-			
29	資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入庫管理及び避難を行うこと	運用要求	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.11,27を受けた設計  (運用要求) (※機材物の設定及び機材物となる設備については第1回申請と同じ)					-			
					設計説明分類共通 (屋外 機器・配管)	施設共通の基本設計方針のため	構造設計 (運用)	36条(No.50-3)	【36条-50】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は竜巻により機材物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を構造設計にて説明する。	【36条-50代表】 G1 ・竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は竜巻により機材物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛・固定する設計は、外面側に係る設計であるため、説明G1にて説明する。 また、当該設計は共通の設計方針のため、8条(竜巻)-19「屋外 機器・配管」を代表として説明する。	-	-	【固縛又は固定により構造強度確保】 ・資機材等が固縛するものとは必ずしも固定するもの説明パターンごとに代表を整理 ・関連するものに対して同じような要求の代表となるものはどれを代表としてよい ○固縛 ・対象は他条文(36条(重大事故))【津波による影響を受けるおそれのある位置への固定(移動)の考慮】の要求事項の対象となる大型移送ポンプ車を代表に整理
								36条(No.50-3)	【36条-50】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は竜巻により機材物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を評価にて説明する。		-	-	
								36条(No.50-4)	【36条-50】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は竜巻により機材物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を構造設計にて説明する。		-	-	
設計説明分類共通 (屋外 機器・配管)	-	36条(No.50-4)	【36条-50】 ・竜巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が機材物とならないように固縛又は固定する設計	<8条(竜巻)-29代表以外> <36条-92(45)代表以外> <36条-122(45)代表以外> ・竜巻に対して資機材等が機材物とならないよう風荷重を考慮し、資機材等が機材物とならないように固縛又は固定する設計	-	-	○固定 ・対象は可搬型空気圧縮機を代表に整理						
設計説明分類共通 (屋外 機器・配管)	-	36条(No.50-4)	【36条-92(45)】 ・竜巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が機材物とならないように固縛又は固定する設計	<8条(竜巻)-29代表以外> <36条-92(45)代表以外> <36条-122(45)代表以外> ・竜巻に対して資機材等が機材物とならないよう風荷重を考慮し、資機材等が機材物とならないように固縛又は固定する設計	-	-	【悪影響防止に関する設計】 ③-2-2 設計飛来物にならないための措置(可搬型SA設備) 36条-50は8条(竜巻)の屋外の設備に対する設計措置であり、設計基準対処設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。						
設計説明分類共通 (屋外 機器・配管)	-	36条(No.50-4)	【36条-122(45)】 ・竜巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が機材物とならないように固縛又は固定する設計	<8条(竜巻)-29代表以外> <36条-92(45)代表以外> <36条-122(45)代表以外> ・竜巻に対して資機材等が機材物とならないよう風荷重を考慮し、資機材等が機材物とならないように固縛又は固定する設計	-	-	【環境条件に関する設計】 ③-7-2 設計飛来物にならないための措置(資機材) 36条-92,122は8条(竜巻)の屋外の設備に対する設計措置であり、設計と同様の設計であることを確認したため、統合して説明する。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請						代表整理の結果
					設計説明分類(正誤は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	
30	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3.4 竜巻防護対策設備 竜巻防護対策設備の設計に係る共通的な設計方針については、第4章 共通項目の「2. 地震」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における漏水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏洩による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づきものとする。	冒頭宣言			冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.20を受けた設計						-
					(冒頭宣言であり、具体的設計は各条の基本設計方針で展開する。)						-
31	竜巻に対する防護設計においては、建屋による防護が期待できない竜巻防護対策施設及び安全機能を損なうおそれのある屋外に設置される竜巻防護対策施設が設計対象物の衝突によって安全機能を損なうことを防止するため、竜巻防護対策設備を設置する設計とする。	評価要求機能要求②	基本方針	基本方針	竜巻防護対策設備	8条(竜巻)10①、竜巻防護対策設備 36条b① 飛来物防護板	構造設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針No.189「屋内機器・配管」及び「建屋・構造物」の配置等を踏まえ、設計対象物が竜巻防護対策施設に衝突しないように、竜巻防護対策施設を囲むように竜巻防護対策設備を設置する設計を構造設計で説明する。</li> </ul>	【8条(竜巻)-31 代表】説明6e1 ・竜巻防護対策施設に対する飛来物の衝突を防止するための竜巻防護対策設備の構造については、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計を代表に説明6e1で説明する。	-	【竜巻防護対策設備(防護対象施設周りへの配置)】 ・飛来物防護板、飛来物防護ネットとの構造の一環で防護対象施設を設計対象物から防護できるような構造であることをそれぞれ説明 対象は8条(竜巻)-34,35と同じ
								<ul style="list-style-type: none"> <li>36条-50 ・設計対象物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備を囲むように竜巻防護対策設備を設置する設計を構造設計で説明する。</li> </ul>		-	
								<ul style="list-style-type: none"> <li>36条-91(45) ・設計対象物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備を囲むように竜巻防護対策設備を設置する設計を構造設計で説明する。</li> </ul>		-	
								<ul style="list-style-type: none"> <li>36条-121(45) ・設計対象物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備を囲むように竜巻防護対策設備を設置する設計を構造設計で説明する。</li> </ul>		-	
								<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針No.190「屋外機器・配管」の配置等を踏まえ、設計対象物が竜巻防護対策施設に衝突しないように、竜巻防護対策施設の上層及び側面を覆うように竜巻防護対策設備を設置する設計</li> </ul>		-	
								<ul style="list-style-type: none"> <li>36条-50 ・設計対象物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備を囲むように竜巻防護対策設備を設置する設計を構造設計で説明する。</li> </ul>		-	
<ul style="list-style-type: none"> <li>36条-92(45) ・設計対象物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備の上層及び側面を覆うように竜巻防護対策設備を設置する設計</li> </ul>	-										
32	竜巻防護対策設備は、設計竜巻によって発生する設計飛来物による竜巻防護対策施設への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来物防護ネットを構成する。	冒頭宣言【8条(竜巻)-34,35】	基本方針	基本方針	(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.34,35で展開する。)						-
33	竜巻防護対策設備の設計に際しては、竜巻防護対策施設が安全機能を損なわないよう、次のような方針で設計する。	冒頭宣言【8条(竜巻)-34,35】	基本方針	基本方針	(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.34,35で展開する。)						-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請				代表整理の結果	
					設計説明分類(工種は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方		説明グループの考え方
					冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.30, 32, 33を受けた設計 基本設計方針No.31で展開するとして竜巻防護対策設備の設計 No.7~95から展開される設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)を考慮					
					重要防護対策設備	8条(竜巻)No.34-1	<p>18条(竜巻)-34</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飛来物防護板(鉄筋コンクリート)は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないための構造設計は、外部衝撃に対する防護にのみならず、以下を構造設計にて説明する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>防風板は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保することを確認する。</li> <li>設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止するため、設計飛来物の侵入する隙間がないように設置する。</li> <li>竜巻防護対象施設の気密性能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を設ける。</li> </ul> </li> <li>設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護壁等を設置する。</li> <li>防風板は、設計飛来物の衝突により、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。</li> </ul>	<p>【8条(竜巻)-34 代表】説明G01 【36条-50 代表】 【36条-91(45) 代表】 【36条-92(45) 代表】 【36条-121(45) 代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飛来物防護板が、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないための構造設計は、外部衝撃に対する防護にのみならず、以下を構造設計にて説明する。</li> <li>防風板は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保することを確認する。</li> <li>設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止するため、設計飛来物の侵入する隙間がないように設置する。</li> <li>竜巻防護対象施設の気密性能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を設ける。</li> <li>設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護壁等を設置する。</li> <li>防風板は、設計飛来物の衝突により、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。</li> </ul>		<p>&lt;飛来物防護ネットの構造、評価&gt; ⇒飛来物防護ネットの独自構造について説明 【補足外竜巻16】防護ネット及び防護板の気密性について</p>
						構造設計 36条(No.50-6)	<p>36条-50</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保することを確認する。</li> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護壁等を設置することを確認する。</li> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物の衝突により、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。</li> </ul>			<p>&lt;飛来物防護ネットの構造、評価&gt; ⇒飛来物防護ネットの独自構造について説明 【補足外竜巻16】防護ネット及び防護板の気密性について</p>
						8条(竜巻)D2 飛来物防護板 36条D2 飛来物防護板	<p>36条-91(45)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保することを確認する。</li> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護壁等を設置することを確認する。</li> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物の衝突により、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。</li> </ul>			<p>【竜巻防護対策設備(飛来物防護板)】 飛来物防護板(鋼材)と飛来物防護板(鉄筋コンクリート)があるため、それぞれで代表を整理</p> <p>○飛来物防護板(鋼材) ・関連するものに対して同じような要約のため対象となるものはこれを代表としてよい。 ・対象は指家化の考慮に対する説明も考慮して飛来物防護板(注排気用、屋外ダクト)を代表を整理</p> <p>○飛来物防護板(鉄筋コンクリート) ・関連するものに対して同じような要約のため対象となるものはこれを代表としてよい。 ・対象は8条(竜巻)-18と合わせて説明するため、8条(竜巻)-18の代表と同じ</p>
						構造設計 36条(No.91-9)	<p>36条-91(45)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保することを確認する。</li> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護壁等を設置することを確認する。</li> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物の衝突により、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。</li> </ul>			
							<p>36条-91(45)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保することを確認する。</li> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護壁等を設置することを確認する。</li> <li>防風板(鋼材)は、設計飛来物の衝突により、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。</li> </ul>			









項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請																																																																																														
					設計説明分類(江越は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方 説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料																																																																																									
14	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	設置要求	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 8, 9, 10, 11, 12, 13	36条C1) 常設重大事故等対処設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は設計基準に対処するための設備と異なる位置に保管する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-14 屋内 機器・配管	【位置的分散に関する設計】 ②-1-1 常設SA設備 36条-14の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であるため、36条側で統合する。	★吹き出しの説明 【***に関する設計】←どの36条設計に係るか ②-1-1 常設SA設備 ←下1行は連番、それ以外は整理表参照 36条-14の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であるため、36条側で統合する。 ←当該設計に対してどのように整理したかの内容を記載																																																																																									
					36条C1) 常設重大事故等対処設備	配置設計	重大事故の発生を想定する種屋外に設置する「屋内 機器・配管」である第1貯水槽等の常設重大事故等対処設備は設計基準に対処するための設備と異なる位置に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(電巻)-19	【位置的分散に関する設計】 ②-1-2 常設SA設備(貯水槽) 屋外の常設SA設備の位置的分散に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。																																																																																											
15	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれを全量に組み合わせることで、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	設置要求 機能要求① 冒頭宣言【36条174~176】 運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 8, 9, 10, 12, 13を受けた設計	建物・構築物	追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-15 屋内 機器・配管																																																																																										
吹き出し整理表																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計項目の説明内容</th> <th colspan="3">設計方針番号</th> </tr> <tr> <th>36条内の飛ばし先</th> <th>36条の受け先 8条への飛ばし先</th> <th>8条の受け先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">環境条件</td> <td>①-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)</td> <td>36条-91(屋外)</td> <td>36条-91(建物)</td> <td>8条(電巻)-15</td> </tr> <tr> <td>①-2 隣屋に守ってもらうもの(屋内に保管する可搬設備)</td> <td>-</td> <td>36条-121(屋外)</td> <td>8条(電巻)-14</td> </tr> <tr> <td>①-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)</td> <td>-</td> <td>36条-122(屋外)</td> <td>8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-4 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(可搬中型移送ポンプ)</td> <td>-</td> <td>36条-122(屋外)</td> <td>8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-5 施設のうち機能喪失した場合に事後確保するもの(アンテナ)</td> <td>-</td> <td>36条-92(屋外)</td> <td>8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-6 内的SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの</td> <td>36条-94(屋外)</td> <td>36条-94(屋外)</td> <td>8条(電巻)-4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">位置的分散</td> <td>①-7 設計用未物にならないための措置(資機材)</td> <td>-</td> <td>36条-92(屋外)</td> <td>8条(電巻)-29</td> </tr> <tr> <td>②-1 常設SA設備(貯水槽)</td> <td>36条-14(屋外)</td> <td>36条-14(屋外)</td> <td>8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td>②-2 可搬SA設備(開口部)</td> <td>36条-23(屋外)</td> <td>36条-23(屋外)</td> <td>8条(電巻)-18</td> </tr> <tr> <td>②-3 可搬SA設備(屋外)</td> <td>36条-24(屋外)</td> <td>36条-23(屋外)</td> <td>8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">乗影防止</td> <td>②-4 常設SA設備(接続口へのアクセス性)</td> <td>36条-41(屋外)</td> <td>36条-35(屋外)</td> <td>8条(電巻)-18</td> </tr> <tr> <td>②-5 内的SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの</td> <td>36条-15(屋外)</td> <td>36条-15(屋外)</td> <td>8条(電巻)-4</td> </tr> <tr> <td>③-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)</td> <td>-</td> <td>36条-50(建物)</td> <td>8条(電巻)-15</td> </tr> <tr> <td>③-2 設計用未物にならないための措置(可搬型SA設備)</td> <td>-</td> <td>36条-50(屋外)</td> <td>8条(電巻)-19, 29</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">操作性</td> <td>③-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)</td> <td>-</td> <td>36条-50(屋外)</td> <td>8条(電巻)-19, 29</td> </tr> <tr> <td>④ (対象無し)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤-1 屋内アクセスルート</td> <td>36条-166(建物)</td> <td>36条-154(建物)</td> <td>8条(電巻)-15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アクセス性</td> <td>⑤-2 屋外アクセスルート</td> <td>36条-166(建物)</td> <td>36条-154(建物)</td> <td>8条(電巻)-19</td> </tr> <tr> <td>⑤-3 ルートに影響を受けた場合に整備するもの(ホイールローダー)</td> <td>-</td> <td>36条-157(屋外)</td> <td>8条(電巻)-19</td> </tr> </tbody> </table>					設計項目の説明内容	設計方針番号			36条内の飛ばし先	36条の受け先 8条への飛ばし先	8条の受け先	環境条件	①-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)	36条-91(屋外)	36条-91(建物)	8条(電巻)-15	①-2 隣屋に守ってもらうもの(屋内に保管する可搬設備)	-	36条-121(屋外)	8条(電巻)-14	①-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	36条-122(屋外)	8条(電巻)-19	①-4 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(可搬中型移送ポンプ)	-	36条-122(屋外)	8条(電巻)-19	①-5 施設のうち機能喪失した場合に事後確保するもの(アンテナ)	-	36条-92(屋外)	8条(電巻)-19	①-6 内的SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの	36条-94(屋外)	36条-94(屋外)	8条(電巻)-4	位置的分散	①-7 設計用未物にならないための措置(資機材)	-	36条-92(屋外)	8条(電巻)-29	②-1 常設SA設備(貯水槽)	36条-14(屋外)	36条-14(屋外)	8条(電巻)-19	②-2 可搬SA設備(開口部)	36条-23(屋外)	36条-23(屋外)	8条(電巻)-18	②-3 可搬SA設備(屋外)	36条-24(屋外)	36条-23(屋外)	8条(電巻)-19	乗影防止	②-4 常設SA設備(接続口へのアクセス性)	36条-41(屋外)	36条-35(屋外)	8条(電巻)-18	②-5 内的SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの	36条-15(屋外)	36条-15(屋外)	8条(電巻)-4	③-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)	-	36条-50(建物)	8条(電巻)-15	③-2 設計用未物にならないための措置(可搬型SA設備)	-	36条-50(屋外)	8条(電巻)-19, 29	操作性	③-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	36条-50(屋外)	8条(電巻)-19, 29	④ (対象無し)	-	-	-	⑤-1 屋内アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物)	8条(電巻)-15	アクセス性	⑤-2 屋外アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物)	8条(電巻)-19	⑤-3 ルートに影響を受けた場合に整備するもの(ホイールローダー)	-	36条-157(屋外)	8条(電巻)-19							
設計項目の説明内容	設計方針番号																																																																																																		
	36条内の飛ばし先	36条の受け先 8条への飛ばし先	8条の受け先																																																																																																
環境条件	①-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)	36条-91(屋外)	36条-91(建物)	8条(電巻)-15																																																																																															
	①-2 隣屋に守ってもらうもの(屋内に保管する可搬設備)	-	36条-121(屋外)	8条(電巻)-14																																																																																															
	①-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	36条-122(屋外)	8条(電巻)-19																																																																																															
	①-4 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(可搬中型移送ポンプ)	-	36条-122(屋外)	8条(電巻)-19																																																																																															
	①-5 施設のうち機能喪失した場合に事後確保するもの(アンテナ)	-	36条-92(屋外)	8条(電巻)-19																																																																																															
	①-6 内的SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの	36条-94(屋外)	36条-94(屋外)	8条(電巻)-4																																																																																															
位置的分散	①-7 設計用未物にならないための措置(資機材)	-	36条-92(屋外)	8条(電巻)-29																																																																																															
	②-1 常設SA設備(貯水槽)	36条-14(屋外)	36条-14(屋外)	8条(電巻)-19																																																																																															
	②-2 可搬SA設備(開口部)	36条-23(屋外)	36条-23(屋外)	8条(電巻)-18																																																																																															
	②-3 可搬SA設備(屋外)	36条-24(屋外)	36条-23(屋外)	8条(電巻)-19																																																																																															
乗影防止	②-4 常設SA設備(接続口へのアクセス性)	36条-41(屋外)	36条-35(屋外)	8条(電巻)-18																																																																																															
	②-5 内的SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの	36条-15(屋外)	36条-15(屋外)	8条(電巻)-4																																																																																															
	③-1 施設のうち自分で耐えるもの(建物)	-	36条-50(建物)	8条(電巻)-15																																																																																															
	③-2 設計用未物にならないための措置(可搬型SA設備)	-	36条-50(屋外)	8条(電巻)-19, 29																																																																																															
操作性	③-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	36条-50(屋外)	8条(電巻)-19, 29																																																																																															
	④ (対象無し)	-	-	-																																																																																															
	⑤-1 屋内アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物)	8条(電巻)-15																																																																																															
アクセス性	⑤-2 屋外アクセスルート	36条-166(建物)	36条-154(建物)	8条(電巻)-19																																																																																															
	⑤-3 ルートに影響を受けた場合に整備するもの(ホイールローダー)	-	36条-157(屋外)	8条(電巻)-19																																																																																															
23	b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	設置要求	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 8, 9, 10, 11, 12, 13を受けた設計	屋外 機器・配管	配置設計	屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型屋内ホース等の可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(開口部) 36条-23の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であるため、36条側(下段の屋内 機器・配管)に統合する。																																																																																										
						配置設計	基本設計方針No. 24, 31, 32の設計要求を踏まえ、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準に対処するための設備(屋外に設置する設計基準に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(電巻)-19	【位置的分散に関する設計】 ②-2-2 可搬SA設備(屋外) 屋外の可搬型SA設備の位置的分散に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。																																																																																											
						屋内 機器・配管	配置設計	基本設計方針No. 23, 24, 30の設計要求を踏まえ、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(電巻)-18	【位置的分散に関する設計】 ②-2-2 可搬SA設備(開口部) 屋内の可搬型SA設備の位置的分散に関する設計であり、位置的分散の効果が期待される8条(電巻)に関する設計のうち開口部影響に対する設計と合わせて説明する。																																																																																										
					(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 174~178に展開する。)																																																																																														
					(運用要求のため)																																																																																														

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	審査回申請				
					設計説明分類(正論は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方
24	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	設置要求	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,12を受けた設計				
					屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型屋内ホース等の可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <p>・設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</p> <p>・電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(開口部) 36条-23の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。
					屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <p>・設計基準に対処するための設備(屋外に設置する設計基準に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</p> <p>・電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(屋外) 36条-23の屋外・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。
30	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、凍結、高圧、洪水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、地震、航空機墜下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた構造等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	設置要求	可搬型重大事故等対処設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計				
					屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型屋内ホース等の可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <p>・設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</p> <p>・電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(開口部) 36条-23の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。
					屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <p>・設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</p> <p>・電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管</p>	
31	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建物の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型重大事故等対処設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計				
					屋外 機器・配管	36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <p>・設計基準に対処するための設備(屋外に設置する設計基準に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</p> <p>・電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(屋外) 36条-23の屋外・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。
					屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <p>・設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</p> <p>・電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管</p>	
32	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	設置要求	可搬型重大事故等対処設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計				
					屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <p>・設計基準に対処するための設備(屋外に設置する設計基準に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</p> <p>・電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(屋外) 36条-23の屋外・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。
					屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。</p> <p>・設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管</p> <p>・電巻に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管</p>	
35	可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口(建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。)	設置要求	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,9,10,11,12,13を受けた設計				
					屋内 機器・配管	追記	配置設計	<p>接続口は適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計。</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 8条(電巻)-18</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-3-2 常設SA設備(接続口) 屋内の接続口の位置的分散に関する設計であり、位置的分散の効果が期待される8条(電巻)に関する設計のうち開口部影響に対する設計と合わせて説明する。
					屋外 機器・配管	追記	配置設計	<p>接続口は屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数の場所に設置する設計。</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 8条(電巻)-19</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-3-2 常設SA設備(接続口へのアクセス性) 接続口へアクセスするための建屋境界の位置的分散に関する設計であり、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。
41	接続口は、複数のアクセスルートをもたえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	常設・可搬型接続口	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計				
					屋内 機器・配管	追記	配置設計	<p>接続口は適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計。</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-35 屋内 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-3-1 常設SA設備(接続口) 36条-35の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-35)に統合する。
					屋外 機器・配管	追記	配置設計	<p>接続口は屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数の場所に設置する設計。</p> <p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-35 屋外 機器・配管</p>	【位置的分散に関する設計】 ②-3-1 常設SA設備(接続口へのアクセス性) 36条-35の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-35)に統合する。





項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	審査回申請					
					設計説明分類(工種は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方 説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
45	(2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	【36条40】 設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針	基本方針(悪影響防止)	電巻防護対策設備	36条D② 飛来物防護板	構造設計 (No. 91-9)	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計</li> <li>・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計</li> <li>・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、電巻防護対策設備内への侵入を防止する設計</li> <li>・防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計</li> <li>・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の樹状、転倒及び脱落下による波及的影響を与えないよう、骨組構造(フレーム・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計</li> <li>・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計</li> <li>・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-91 電巻防護対策設備</p>		
						36条D② 飛来物防護板	評価 (No. 91-9)			
						36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 92-1)	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の常設重大事故等対処設備は設計荷重(電巻)に対して、構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、十分な厚みを有する設計</li> <li>・屋外の常設重大事故等対処設備は設計飛来物の衝突に対し貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計</li> <li>・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 建物・構築物</p>		
						36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 92-1)			
						36条B⑤ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)	配置設計	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の常設重大事故等対処設備のうち屋外ダクトは設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備の上部及び側面を覆うように電巻防護対策設備を設置する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 屋外 機器・配管</p>		
						— (施設共通の基本設計方針のため)	構造設計 (運用)	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないように固縛又は固定する設計。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 屋外 機器・配管</p>		
						36条C⑥ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	システム設計	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の建物構築物のうち、重大事故等対処設備と繋がっている波及的影響を及ぼし得る施設(機能的影響)の系統情報(設計情報)を示す。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 屋内 機器・配管</p>		
						36条C⑥ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計 (No. 92-●)	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計荷重(電巻)により生じる風荷重に対し、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計</li> <li>・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 屋内 機器・配管</p>		
						36条C⑥ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	評価 (No. 92-●)			
						36条C⑥ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計 (No. 92-3)	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内 機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等は、設計荷重(電巻)に対して機能的影響を及ぼす変形が生じない設計。</li> </ul>		
						36条C⑥ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	評価 (No. 92-3)	<p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 屋内 機器・配管</p>		
						36条D③ 飛来物防護板	36条D③ 飛来物防護板	構造設計 (No. 91-4)	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計</li> <li>・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計</li> <li>・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、電巻防護対策設備内への侵入を防止する設計</li> <li>・防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計</li> <li>・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の樹状、転倒及び脱落下による波及的影響を与えないよう、骨組構造(フレーム・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計</li> <li>・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計</li> <li>・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-92 電巻防護対策設備</p>	
36条D③ 飛来物防護板	評価 (No. 91-4)									
36条A④ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理建屋は周辺に電巻防護対策設備が設置されており設計荷重(電巻)の影響を受けない設計。</li> <li>・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。</li> </ul> <p>以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針欄でまとめて説明する。 《関連する36条本文基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物</p>								

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請						
					設計説明分類 (正題は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別 添付参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料
46	(2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	賢明宣言【36 条46】 設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針	基本方針(悪影響防止)	建物・構築物	36条A① 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理棟等は両面に電巻防護対策設備が設置されており設計荷重(電巻)の影響を受けない設計。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-121 建物・構築物			
					36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-2)	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(電巻)に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。				
					36条A③ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-2)	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-121 建物・構築物				
					36条A④ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-3)	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。				
					36条A⑤ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-3)	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-121 建物・構築物				
					36条B① 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型建屋内ボース等の可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-121 屋外 機器・配管				
					36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型建屋内ボースの可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管する設計。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-121 屋外 機器・配管				
					36条C① 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-121 屋内 機器・配管				
					36条C② 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管する設計。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-121 屋内 機器・配管				
					電巻防護対策設備	36条D① 飛来物防護板	構造設計 (No. 121-5)	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないよう設置する設計。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制御するように防護板等を設置し、設計飛来物を確保すること、電巻防護対策設備内の侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の腐蝕、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(フレーム、トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する鋼材が十分な厚みを有する設計。 ・防護板(鉄骨コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。			
					36条D② 飛来物防護板	評価 (No. 121-5)	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-121 電巻防護対策設備				
					36条B③ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管する設計。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-122 屋外 機器・配管				
					36条B④ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-1)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備を収納するコンテナは風荷重に対して固縛装置により固縛する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。				
					36条B⑤ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-1)	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-122 屋外 機器・配管			<固縛装置の評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明 【補足事項の(部分)固縛装置の評価対象部位について】	
36条B⑥ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-2)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備を収納するコンテナは風荷重に対して固定する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。									
36条B⑦ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-2)	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-122 屋外 機器・配管			<固縛装置の評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明 【補足事項の(部分)固縛装置の評価対象部位について】						
設計説明分類共通(屋外 機器・配管)	— (縮記共通の基本設計方針のため)	構造設計 (運用)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・電巻に対して、鋼材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び積荷物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないよう固縛又は固定する設計。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-122 設計説明分類共通(屋外 機器・配管)								

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請								
					設計説明分類(工題は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方 説明グループの考え方	既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料			
59	重大事故等対処設備が電巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求 運用要求	重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	設計方針(悪影響防止)	建物・構築物	36条A① 設計荷重(電巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	配置設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等は飛来物防護板の設置により設計荷重(電巻)が作用しない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-15	【悪影響防止に関する設計】 ③-1-1 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の常設SA設備の健全性に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。				
						36条A② 設計荷重(電巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	構造設計 (No. 50-1)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(電巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-15					
						36条A③ 設計荷重(電巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	評価 (No. 50-1)	同上					
						36条A④ 設計荷重(電巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	構造設計 (No. 50-●)	屋外の重大事故等対処設備は設計荷重(電巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-19					
						36条A⑤ 設計荷重(電巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	評価 (No. 50-●)	同上					
						36条B⑥ 屋外の重大事故等対処設備	配置設計	屋外の常設重大事故等対処設備は飛来物防護板の設置により設計荷重(電巻)が作用しない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-19			【悪影響防止に関する設計】 ③-2-1 設計飛来物にならないための措置(可搬型SA設備) 屋外の可搬SA設備が飛来物にならないための設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計及び敷地内の資機材の飛散防止措置と合わせて説明する。		
								36条B⑦ 屋外の重大事故等対処設備				構造設計 (No. 50-3)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は電巻により飛来物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを評価する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-19,29
								36条B⑧ 屋外の重大事故等対処設備				評価 (No. 50-3)	同上
								36条B⑨ 屋外の重大事故等対処設備				構造設計 (No. 50-4)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は電巻により飛来物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを評価する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-19,29
						36条B⑩ 屋外の重大事故等対処設備	評価 (No. 50-4)	同上			【悪影響防止に関する設計】 ③-3-1 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車) 屋外の可搬SA設備が飛来物にならないための設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計及び敷地内の資機材の飛散防止措置と合わせて説明する。		
								36条C③ 屋内の重大事故等対処設備				配置設計	屋内の重大事故等対処設備は電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置すること又は地中構造物の内部に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-14
								36条C④ 屋内の重大事故等対処設備				構造設計 (No. 50-5)	設計荷重(電巻)により生じる風荷重に対し、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針とまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-50 建物・構築物
36条C⑤ 屋内の重大事故等対処設備	評価 (No. 50-5)	同上											
36条D① 飛来物防護板	構造設計 (No. 50-6)	重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計。 ・設計飛来物が侵入する隙間を開ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、電巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、取付ボルトが脱落し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を生じない設計。 ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の腐蝕、転倒及び脱臼による波及的影響を生じないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・防護板(鉄骨コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を及ぼさないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-34	【悪影響防止に関する設計】										
		36条D② 飛来物防護板			評価 (No. 50-6)	同上							
					(運用要求のため)								
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、積製建屋、クラン・ブルトニウム混合積製建屋、蒸しペル炭成ガラス強化建屋、使用済燃料投入・貯蔵建屋、制排建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	常設重大事故等対処設備	設計方針(環境条件等) (常設重大事故等対処設備)	冒頭頁面に当たる基本設計方針No.72を受けた設計								
					建物・構築物	36条A① 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理建屋は周辺に電巻防護対策設備が設置されており設計荷重(電巻)の影響を受けない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-15			【環境条件に関する設計】 ①-1-2 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の建物の健全性に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の建物の設計と合わせて説明する。		
						36条A② 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理建屋は周辺に電巻防護対策設備が設置されており設計飛来物の衝突の影響を受けない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-16					
					36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 91-2)	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(電巻)に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄骨コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-15						
					36条A④ 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 91-2)	同上						
					36条A⑤ 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 91-3)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-16						
					36条A⑥ 屋内の常設重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 91-3)	同上						
					36条B⑦ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備のうち屋外ダクトは電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(電巻)-14	【環境条件に関する設計】 ①-1-2 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の建物の健全性に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の建物の設計と合わせて説明する。				【建屋内の重大事故等対処設備の防護】 ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋内部において、配置設計や建屋内部の壁で防護することを説明 【建屋工事の(添付2)建屋開口部の調査結果について】	
							36条B⑧ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)						評価 (No. 91-3)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請										
					設計説明分類(正題は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料				
91	<p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料入れ・貯蔵建屋、新燃料建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び潤道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設置要求 機能要求① 評価要求</p>	<p>常設重大事故等対処設備</p>	<p>設計方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))</p>	<p>屋内 機器・配管</p>	<p>36条C① 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>システム設計</p>	<p>屋内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっており気圧差が影響する範囲を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-17</p>							
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>配置設計</p>	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内の常設重大事故等対処設備は竜巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置すること又は地中構造物の内部に設置する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-14</p>		<p>＜建屋内の重大事故等対処設備の防護＞ ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】</p>						
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>配置設計</p>	<p>建屋等内の重大事故等対処設備の配置情報と建屋の開口部及び内装の配置情報の位置関係を踏まえ、設計飛来物の侵入経路を考慮し、設計飛来物が衝突しない位置に設置する設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-18</p>		<p>＜建屋内の重大事故等対処設備の防護＞ ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】</p>						
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>配置設計</p>	<p>建屋等に設置される開口部等から侵入する設計飛来物が衝突しない位置に設置できない場合は、設計飛来物の侵入経路を考慮し、竜巻防護対策設備を設置することで建屋内の竜巻防護対象施設への衝突を防止する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-18</p>		<p>＜建屋内の重大事故等対処設備の防護＞ ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】</p>						
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>構造設計(No. 91-6)</p>	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・「屋内 機器・配管」である重油貯槽等の重大事故等対処設備を収納する重油貯槽等は、設計荷重(竜巻)に対して、建屋の構造材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄骨コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>		<p>【環境条件に関する設計】 ①-11 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 36条-91の建物・構築物の設計と同様の設計であることから、36条側(36条-91)に統合する。</p>						
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>評価(No. 91-6)</p>	<p>以上の設計は、36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>								
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>構造設計(No. 91-7)</p>	<p>「屋内 機器・配管」である重油貯槽等の重大事故等対処設備を収納する重油貯槽等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない厚さを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>								
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>評価(No. 91-7)</p>	<p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 36条-91 建物・構築物</p>								
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>構造設計(No. 91-8)</p>	<p>屋内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっている重大事故等対処設備は気圧差による荷重に対して構成する主要部材が重大事故等への対処に必要な機能を維持可能な構造強度を有する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-17</p>								
					<p>36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備</p>	<p>評価(No. 91-8)</p>	<p>以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-17</p>								
					<p>竜巻防護対策設備</p>	<p>36条D② 飛来物防護板</p>	<p>構造設計(No. 91-9)</p>	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン、トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対し、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。</p>							
					<p>36条D② 飛来物防護板</p>	<p>評価(No. 91-9)</p>	<p>以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-34</p>								
					92	<p>屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下物体による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>機能要求① 評価要求</p>	<p>常設重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針</p>	<p>設計方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))</p>	<p>建物・構築物</p>	<p>36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備</p>	<p>構造設計(No. 92-1)</p>	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の常設重大事故等対処設備は設計荷重(竜巻)に対して、構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、十分な厚みを有する設計。 ・屋外の常設重大事故等対処設備は設計飛来物の衝突に対し貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19</p>		
										<p>36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備</p>	<p>評価(No. 92-1)</p>	<p>以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19</p>			
<p>36条B⑤ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)</p>	<p>配置設計</p>	<p>屋外の常設重大事故等対処設備のうち屋外ダクトは設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備の上部及び側面を覆うように竜巻防護対策設備を設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19</p>													
<p>36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等</p>	<p>構造設計(運用)</p>	<p>竜巻に対して、鋼材材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる鋼材等の設備用屋外アンテナ等の有無を考慮し、鋼材材等が飛来物とならないように固着又は固定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29</p>		<p>【環境条件に関する設計】 ①-7.1 設計飛来物にならないための措置(資機材) 屋外の可搬SA設備が飛来物にならないための設計であることから、8条(竜巻)に関する設計のうち敷地内の資機材の飛来防止措置と合わせて説明する。</p>											
<p>36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等</p>	<p>構造設計(No. 92-●)</p>	<p>屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・設計荷重(竜巻)により生じる風荷重に対し、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-92 建物・構築物</p>													
<p>36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等</p>	<p>評価(No. 92-●)</p>	<p>以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-92 建物・構築物</p>													



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請				既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
					設計説明分類(工種は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方			説明グループの考え方	
92	屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	常設重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	屋内 機器・配管	36条C③ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるペント管等	構造設計	情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、竜巻により機能喪失する場合、竜巻に予備品等による復旧措置を行う設計。 以上の設計は、以下の⑧基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する⑧基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19	説明グループの考え方	【環境条件に対する設計】 ①-5-1 常設のうち機能喪失した場合に事後修するもの(アンテナ) 屋外の常設SA設備の設備復旧に関する設計であることから、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。	<予備品等による復旧措置>	
						36条C④ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるペント管等	構造設計 (No. 92-3)	屋内 機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設であるペント管等は、設計荷重(竜巻)に対して機能的影響を及ぼす変形が生じない設計。 以上の設計は、以下の⑧基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する⑧基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21				
						36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるペント管等	評価 (No. 92-3)					
					電害防護対策設備	36条D② 飛来物防護板	構造設計 (No. 91-4)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する期間がないように設置する設計。 ・設計飛来物が侵入し得る期間を設ける場合は、当該期間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、電害防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(フレーム・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び機能損傷が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の機電機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。 以上の設計は、以下の⑧基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する⑧基本設計方針No.》 8条(竜巻)-24				
	36条D③ 飛来物防護板	評価 (No. 91-4)										
94	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高湿及び洪水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計							【環境条件に関する設計】 ①-6-1 内的SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 36条-94の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であるため、36条側(下段の屋内・機器配管)に統合する。
					電物・構築物	追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-94 屋内 機器・配管		追記		
						追記	配置設計			追記		
						追記	構造設計			追記		
					屋外 機器・配管	追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-94 屋内 機器・配管		追記		
						追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は関連する工程の停止により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-94 屋内 機器・配管		追記		
						追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-94 屋内 機器・配管		追記		
						追記	配置設計			追記		
						追記	構造設計			追記		
						追記	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-94 屋内 機器・配管		追記		
					屋内 機器・配管	追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の⑧基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する⑧基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4		追記		
						追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は関連する工程の停止により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の⑧基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する⑧基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4		追記		
						追記	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下の⑧基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する⑧基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4		追記		
						追記	配置設計			追記		
						追記	構造設計			追記		
						追記	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下の⑧基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する⑧基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4		追記		
					(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.174~178に展開する。)							
(運用要求のため)												

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (下位は代表)	第2回申請			既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
						各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方			説明グループの考え方
121	風(台風)、竜巻、深結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	可搬型重大事故等対処設備	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	建物・構築物	36条A① 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理棟は周辺に電巻防護対策設備が設置されており設計荷重(電巻)の影響を受けない設計。 ・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-15			
						36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理棟は周辺に電巻防護対策設備が設置されており設計荷重(電巻)の影響を受けない設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-16			
						36条A③ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-2)	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(電巻)に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-15			【環境条件に関する設計】 ①-1-2 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の建物の健全性に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の建物の設計と合わせて説明する。
						36条A④ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-2)	以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-15			
						36条A⑤ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-3)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材である柱、壁、フード、扉貫通及び裏面耐撞が生じない厚さを確保する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-16			
						36条A⑥ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-3)	以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-16			
					屋外 機器・配管	36条B① 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型建屋内ホース等の可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置する設計。 ・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-14			【環境条件に関する設計】 ①-2-1 建屋に守ってもらうもの(屋内に保管する可搬設備) 建屋内に収納し健全性を確保する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋内の防護対象施設の設計と合わせて説明する。
						36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型建屋内ホース等の可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-122 屋内 機器・配管			
						36条B③ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 屋内の可搬型重大事故等対処設備は電巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管する設計。 ・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-14			
					屋内 機器・配管	36条C① 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	建屋開口により飛来物の影響を受ける屋内保管の可搬型重大事故等対処設備は電巻が重大事故等の発生原因とならないことを踏まえ以下を考慮した設計。 ・ 100m以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-18			【環境条件に関する設計】 建屋開口の影響により飛来物に対して防護が期待できない屋内の可搬型SA設備は、位置的分散された予備を期待して必要な機能を維持する設計としており、8条(電巻)に関する設計のうち建屋開口の影響に対する設計と合わせて説明する。
						36条C② 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	建屋開口により飛来物の影響を受ける屋内保管の可搬型重大事故等対処設備は電巻が重大事故等の発生原因とならないことを踏まえ以下を考慮した設計。 ・ 100m以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-18			
					電巻防護対策設備	36条D① 飛来物防護板	構造設計 (No. 121-5)	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・ 防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間のないように設置する設計。 ・ 設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間が設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、電巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・ 防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・ 支持機構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持機構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラウンド、トラス等)を採用するとともに、支持機構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・ 防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面耐撞が生じない厚さを確保する設計。 ・ 飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-34			
36条D② 飛来物防護板	評価 (No. 121-5)	以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-34									
36条D③ 飛来物防護板	評価 (No. 121-5)	以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-34									
122	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び電巻に対して風(台風)及び電巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	可搬型重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	屋外 機器・配管	36条B④ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	飛来物の影響を受ける屋外保管の可搬型重大事故等対処設備は電巻が重大事故等の発生原因とならないことを踏まえ以下を考慮した設計。 ・ 固縛等の措置を講じた上で互いに100m以上の離隔を確保して保管する予備を期待し必要な機能を維持する設計。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-19			【環境条件に関する設計】 ①-4-1 可搬のうち衝突荷重に対して同時機能喪失を防ぐもの(大型移送ポンプ車) 外部保管エリア(保管庫の外)に保管する可搬型SA設備は、飛来物に対して位置的分散された予備を期待して必要な機能を維持する設計としており、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。
						36条B⑤ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-1)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 屋外の可搬型重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備を収納するコンテナは風荷重に対して固縛装置により固縛する設計。 ・ 風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計に含まれる。 以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-19			【環境条件に関する設計】 ①-3-1 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車) 外部保管エリア(保管庫の外)に保管する可搬型SA設備は、風荷重に対して固縛することによって必要な機能を維持する設計としており、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。
						36条B⑥ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-1)	以上の設計は、以下の08基本設計方針と合わせて説明する。 《関連する08条基本設計方針No.》 8条(電巻)-19			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請							
					設計説明分類(正品+代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既設可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
122	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して制動装置、開閉等の措置を講じて保管する設計とする。ただし、開閉する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する開閉で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	可搬型重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等) (可搬型重大事故等対処設備)	屋外・機器・配管	36条B節 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-2)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備を収納するコンテナは風荷重に対して固定する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19	【環境条件に関する設計】 ①-3-1 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(可搬型中型移送ポンプ) 外部保管エリア(保管庫の外)に保管する可搬型SA設備は、風荷重に対して固定することで必要な機能を維持する設計としており、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。			
						36条B節 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-2)					<開閉装置の評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明 【屋外重大事故等対処設備の評価対象部位について】
					設計説明分類共通(屋外・機器・配管)		構造設計 (運用)	竜巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資材等の設置場所及び設置物の有無を考慮し、資材等が飛来物とならないように開閉又は固定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29	【環境条件に関する設計】 ①-7-1 設計飛来物にならないための措置(資材材) 8条(竜巻)に関する設計と同様になるため、該当する設計方針に展開する。			
154	アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事故進展速度や事故範囲に対する時間的余裕の観点から、アクセスルートに影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。	設置要求	基本方針(アクセスルート)	基本方針(アクセスルートの確保)				冒頭箇面に当たる基本設計方針No.152を受けた設計				
					建物・構築物(アクセスルート)	36条A節 屋外アクセスルート	配置設計	屋内のアクセスルートは以下を考慮した設計。 ・屋内のアクセスルートは竜巻に対して外部からの損傷を防止できる建物等に迂回も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-15	【アクセス性に関する設計】 ⑤-1-2 屋内アクセスルート 屋内アクセスルートは、竜巻に対して健全性を確保できる建物内に設置する設計としており、8条(竜巻)に関する設計のうち建屋の設計と合わせて説明する。			
						36条A節 屋外アクセスルート	配置設計	屋外のアクセスルートは以下を考慮した設計。 屋外のアクセスルートは竜巻に対して迂回も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19	【アクセス性に関する設計】 ⑤-2-2 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートの設計であり、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。			
							構造設計 (No. 154-●)	屋内のアクセスルートは以下を考慮した設計。 ・アクセスルートを確保する建屋等は設計荷重(竜巻)に対して、建屋の構造部材が脆断、過大な変形及び陥没が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。				
							評価 (No. 154-●)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-15				
							構造設計 (No. 154-●)	アクセスルートを確保する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材である柱、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-16				
							評価 (No. 154-●)					
157	屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構築物等の損傷、周辺斜面の崩壊及び道路のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機墜落、墜落)を想定し、複数のアクセスルートの中から事故を軽減し、緊急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールロードを3台使用する。ホイールロードは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機用外物のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	設置要求① 機能要求① 運用要求	アクセスルート ホイールロード 施設共通 基本設計方針	設計方針(アクセスルートの確保)				冒頭箇面に当たる基本設計方針No.152を受けた設計				
					建物・構築物(屋外アクセスルート)	36条A節 屋外アクセスルート	配置設計	屋外のアクセスルートは竜巻に対して迂回も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセスルート)	【アクセス性に関する設計】 ⑤-2-1 屋外アクセスルート 36条-154の建物・構築物(アクセスルート)に関する設計と同様の設計であるため、36条側(36条-154)に統合する。			
					屋外機器・配管	追道	システム設計	ホイールロードは予備を含めた保有数を配置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19	【アクセス性に関する設計】 ⑤-3-1 アクセスルートに影響を受けた場合に整備するもの(ホイールロード) 屋外アクセスルートの復旧に関する設計であり、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。			
						36条B節 ホイールロード	構造設計	屋外アクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールロードを配置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19				
								(運用要求のため)				
166	屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、地震、航空機墜落、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物等に確保する設計とする。	設置要求	再地理施設 各種屋	基本方針(アクセスルートの確保) 評価(アクセスルートの確保)				冒頭箇面に当たる基本設計方針No.152を受けた設計				
					建物・構築物(屋内アクセスルート)	36条A節 屋内アクセスルート	配置設計	屋内のアクセスルートは以下を考慮した設計。 ・屋内のアクセスルートは竜巻に対して外部からの損傷を防止できる建物等に迂回も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセスルート)	【アクセス性に関する設計】 ⑤-1-1 屋内アクセスルート 36条-154の建物・構築物(アクセスルート)に関する設計と同様の設計であるため、36条側(36条-154)に統合する。			

凡例

- : 「説明対象」について
- : 当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
- △: 当該申請回次以前に記載しており、記載内容に変更がない項目
- : 当該申請回次で記載しない項目